

# 第12号 たいしんだより



SDGs 未来都市  
豊橋市

(公社) 愛知県建築士事務所協会東三河支部

支部長

萩本 茂夫

あなたのお住まいの

## 住宅用火災警報器

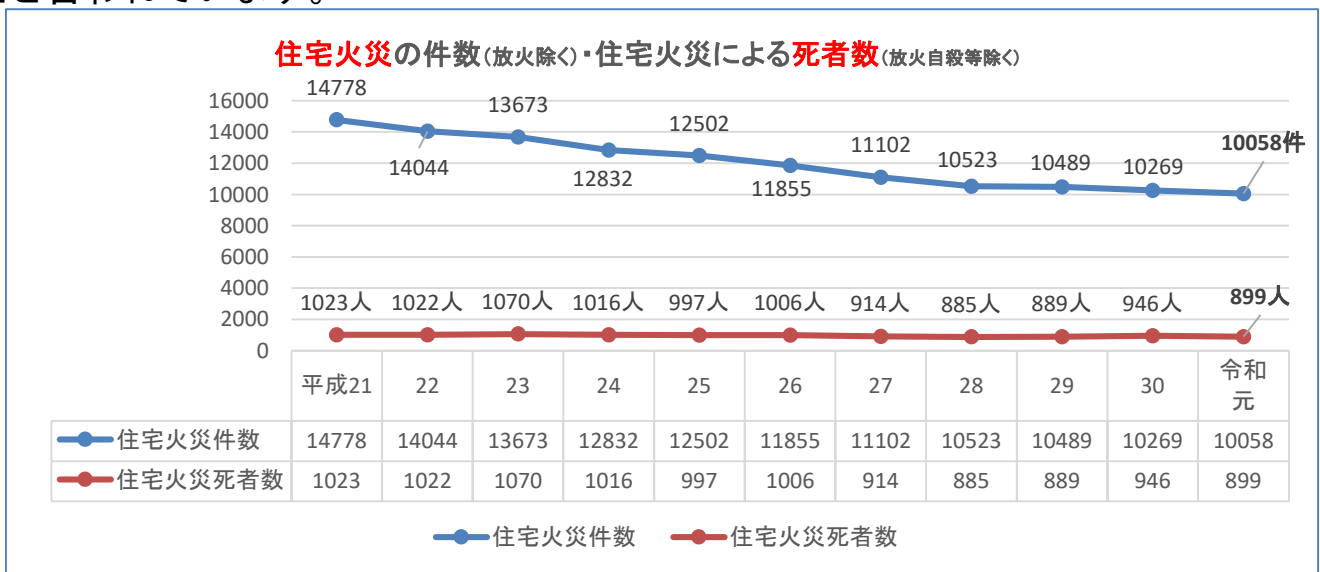
### 点検していますか？



ヒケッシー

平成 20 年6月1日からすべての住宅に義務化され、平成 30 年6月で10年が経過しました。電池式の機種を設置されている方について、**電池寿命の確認**をお願いします。また、定期的に**作動確認**を行ってください。

電池交換ではなく**機器取替**を推奨します。機器基盤の寿命もおおよそ10年だと言われています。



住宅用火災警報器の設置率は、**82.6%**(豊橋市:令和2年7月1日現在)

### 設置しなければならない場所

台所、寝室、子ども部屋(寝室を兼ねる場合)、2階以上に寝室がある場合の階段 設置機種は、**煙式**の機種(豊橋市)

(火器未使用の「IH」が設置されている台所でも設置が必要)



←マークの付いた機種を購入してください

問合せ先

豊橋消防本部 予防課予防グループ  
中消防署

☎ 51-3115  
☎ 52-0119

愛知県建築士事務所協会東三河支部 事務局 E-mail je3@lila.ocn.ne.jp

文責:萩本 茂夫